

第五十六号議案

東京都児童福祉施設条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都児童福祉施設条例の一部を改正する条例

東京都児童福祉施設条例（昭和三十九年東京都条例第三十九号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第一号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第二号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。